



地域連携ネットワークの強化に係る取組

〈家庭裁判所との連携体制の確保〉

自治体 中核機関名	三重県伊賀市・名張市 伊賀地域福祉後見サポートセンター	整備 パターン	広域 委託(社協)
取組内容	対面協議や電話で家庭裁判所とこまめに相談・情報共有		
中核機関の所在地自治体の人口		中核機関の権利擁護に関する機能	
5万人未満	5万人～ 10万人未満	10万人～ 20万人未満	20万人以上
		相談支援	支援チームの形成支援 支援チームの自立支援

1 自治体概要

人 口	162,119人
面 積	688km ²
高齢化率	34.15%
地域包括支援センター数	4か所
日常生活自立支援事業の利用者数	228人
障害者相談支援事業所数	12か所
療育手帳の所持者数	1,783人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	1,764人

令和5(2023)年3月31日、4月1日時点



2 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
377人	258人	83人	30人	6人

令和5(2023)年7月3日時点

② 市町村長申立て件数

年度	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
件数	6件	3件	4件	1件
内訳				
高齢者	5件	3件	4件	1件
障害者	1件	0件	0件	0件

令和5(2023)年9月27日時点

③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (合計件数)	後見受任者数 (件数)	法人後見支援員 (実働件数)	日常生活自立支援事業生活支援員 (実働件数)
294 件	3件	6件	41件

令和5(2023)年3月31日時点

3 中核機関の活動プロセス

時期	概要
平成18(2006)年8月	伊賀地域福祉後見サポートセンターを設置
令和元(2019)年8月	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け。運営委員会に、家庭裁判所書記官がオブザーバーとして参加
令和2(2020)年	運営委員会に、行政書士会が参加。市民後見人の活用について、家庭裁判所書記官と話し合い
令和3(2021)年	現場の意見を反映できる会議として、実務担当者会議を開始(年2回)。市民後見人へのリレー方式を実施(法人後見との複数後見)

※伊賀市では市民後見人のことを、「福祉後見人」と呼んでいます。



連携の強化が必要でも、家庭裁判所とは距離があった

伊賀地域福祉後見サポートセンター(以下、「センター」という。)が中核機関になったのは、令和元(2019)年8月。それ以前の平成29(2017)年に国の第一期成年後見制度利用促進基本計画が開始された頃、伊賀地域を管轄する家庭裁判所伊賀支部より、センターに「連携体制を強化していきませんか」と提案があった。

とはいえ、当時はセンターが中核機関になることがまだ決まっておらず民間団体の一つにすぎなかった頃だ。行政の委託を受けた中核機関であれば、成年後見制度の問い合わせや相談があったときに家庭裁判所とも連携しやすい。また、連携するといっても、家庭裁判所とは日頃から頻回に連絡を取り合う関係でもない。そのため、まずはセンターとしては中核機関と家庭裁判所の書記官や裁判官との関係構築から始める必要があった。

工夫ポイント ① 定期的に家庭裁判所の書記官と顔を合わせる場を用意

センターでは、運営委員会や実務担当者会議、意見交換会といった、家庭裁判所の書記官と顔を合わせて話し合う場を定期的に設けている。年2回の運営委員会では、各専門職の代表者や地域の民生委員の代表者、医師などさまざまな関係者が参加し、今後のセンターの運営の在り方について議論をする。また、別途年2回行う実務担当者会議では、市民の相談業務を担当している現場の社会福祉士や社会福祉協議会(以下、「社協」という。)の相談員などが、日々の相談や権利擁護支援の中で生じた疑問について相談し合う場になっている。これらの2つの会議にはいずれも書記官がオブザーバーとして参加し、必要なときには参加者に対して情報提供をする。

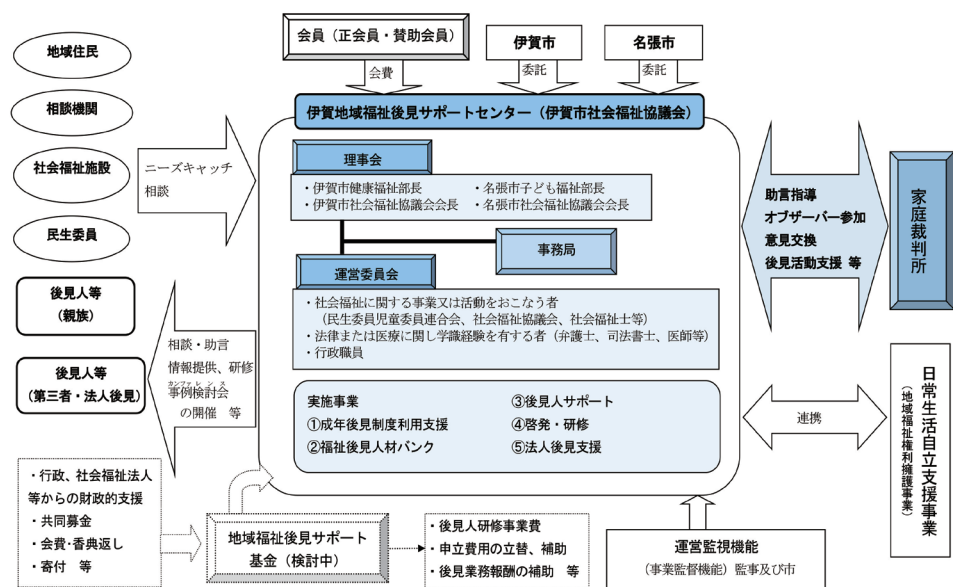
それらの会議とはまた別に、家庭裁判所・行政機関・センターの3者で、年に1回、意見交換会を設けている。家庭裁判所からは最近の成年後見制度の利用状況の報告とともに、家庭裁判所の考え方を聞く機会がある。また、質疑応答や相談もこの場で行う。例えば、市民後見人からセンターに「後見人として活動してきたが、自分も高齢になり、荷が重いので後見人を辞任したい」との申出があったことについてセンターの職員が書記官に相談したこともある。センターが監督人をしていたこともあり、後任について家庭裁判所にセンター側の意見を伝えたりもした。

センターが正式に中核機関になる以前は、家庭裁判所の裁判官や書記官がこの連絡会議に毎回参加しているわけではなかった。中核機関

になってからは毎回参加となり、制度の表面的な話だけでなく「こういう場合はどうすればよいか」といった、より深い話もできるようになった。

■伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図

平成28(2016)年4月現在



提供: 伊賀地域福祉後見サポートセンター

年に4回、運営委員会や実務担当者会議のタイミングに合わせて、市民後見人や弁護士、家庭裁判所書記官が一堂に会する「後見人のつどい」(以下、「つどい」という。)を開いている。市民後見人は単独で活動することも多く、不安があっても一人で抱えこみがちで心理的負担も大きい。そのため、市民後見人にとって悩みや本音を気軽に打ち明けられる場の必要性が、以前より運営委員会などで議論されていた。そこで、平成20(2008)年から開催されているのがこのつどいである。

開催のたびにセンターから後見人に案内状を出し、毎回10名前後が参加する。後見人にとって、つどいは同じ地域で同じ活動をする仲間とつながり、互いに近況報告をしたり日頃の後見活動で生じるさまざまな悩みを相談したりできる場だ。

後見人と家庭裁判所の書記官が直接コミュニケーションを取る場面は、定期的な事務報告を除くとあまりない。そのため、このつどいの場合は、後見人と家庭裁判所の書記官が互いの人となりを知ることのできる機会にもなっている。書記官からは「実際に後見人の活動をしている方の声が聞けるのは貴重ですね」との声がある。後見人からも「こんなに人当たりのよい、優しい方々であれば相談もしやすい」と好評で、後見人が家庭裁判所にアクセスしやすくなるという効果も出ている。

後 見 人 の つ ど い

「後見活動の不安や悩みを解消したい・・・」
「後見人の仲間をつくりたい・・・」
「専門家の助言がほしい・・・」

in 名張

【オンライン参加可】

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。当日は弁護士や社会福祉士等が、日々、後見活動を続けていく中で、わからないこと、不安に感じること等の相談にも応じます。ひとりで不安に感じている方、仲間づくりをしたい方、参加をお待ちしております。

【日 時】 2023年11月30日(木) 13:00~15:00

【場 所】 名張市防災センター 防災研修室1・2・3
(名張市満之台1番町2番地) ※裏面に地図がございします。

【対象者】 後見人または被後見人が伊賀市・名張市の方

【申込み方法】 11月22日(水)までに、下記までお申込みください。

【申込み・問合せ先】 伊賀地域福祉後見サポートセンター
〒518-0829 伊賀市平野山之下380番地5
伊賀市総合福祉会館1階(伊賀市社会福祉協議会内)
☎0595-21-9611/FAX0595-21-8123
✉ kouken@hanzou.or.jp

新型コロナウイルス
感染予防対策として
・発熱などの症状がある方は
参加をお控えください。
・感染拡大の状況により、
中止の場合もあります。
・入室前のマスク着用、
検温、手指消毒
以上のご協力を
よろしくお願いいたします。

参加費
無 料

申込者(後見人)氏 名	フリガナ		
住 所	〒		
電話番号	生年月日	昭和	年 月 日
参加方法	☐ 名張市役所 ・ ☐ オンライン(ZOOM)		
メールアドレス	※オンライン参加を希望する場合、必ずご記入ください		
被後見人(ご本人)との関係	親 ・ 子 ・ 兄弟姉妹 ・ その他の親族() ・ 第三者		
被後見人類型	補助 ・ 保佐 ・ 後見	活動開始時期	平成 年 月 頃より
被後見人の状況	在宅(同居・別居) ・ 施設入所 ・ 入院 ・ その他()		

◆後見活動を行っているなかで、何か聞きたいことがあればご記入ください。



伊賀地域は三重県内の後見人のニーズと比較して専門職後見人の数が少なく、担い手の確保の問題が生じがちだ。そのため、家庭裁判所も市民後見人の選任を前向きに検討している。センターからは、市民後見人として活動することに向いている候補者がいればあらかじめ性別や年代などの情報を家庭裁判所に伝え、その候補者が正式に市民後見人に登録した後はあらためてセンターから家庭裁判所に推薦する。その際は、事前に行政機関の担当者・弁護士・センター職員で、後見人候補者の経歴などを検討した上で「推薦可能」と判断した方のみ家庭裁判所に推薦している。また、あまりに課題が複雑なケースは市民後見人には荷が重いいため、家庭裁判所には市民後見人に適したケースについて推薦の依頼をしてもらえようとしている。事前に細かい情報までを家庭裁判所に伝えているわけではないが、センターが推薦した市民後見人が選任されなかったケースは今のところない。

市民後見人が選任された後も、センターは家庭裁判所と連携しながら随時後見活動のサポートを行っている。基本的には市民後見人の相談窓口はセンターになるが、法律に関わるような案件については、センターが家庭裁判所への確認を行っている。例えば、契約関係であれば「被後見人の権利を侵害することにはならないと思うが、この契約をして大丈夫か」と電話で確認したり、市民後見人とともに家庭裁判所に赴いて書記官に相談することもある。法律がらみの問題では家庭裁判所と弁護士のどちらに相談すべきか迷うことも少なくないが、その場合もその都度、家庭裁判所に電話で問い合わせて指示を仰いでいる。



電話で何でも相談でき、相談業務もスピーディーに

センターの職員と家庭裁判所の裁判官・書記官が年に何度も顔を合わせて話をする機会を持つことで、コミュニケーションが取りやすくなった。今では、相談業務の中で不明点が出てきたときには、電話で何でも聞ける関係だ。センターの職員の持つ法律や手続に関する知識だけでは対応できないような相談があっても、その場で家庭裁判所に問い合わせ、相談者に回答できるのでスピーディーに相談業務が行えるようになった。遠方から来る相談者も少なくないが、相談内容で分からない点があればその場で家庭裁判所に確認して、相談者に家庭裁判所からの回答を伝え、また持ち帰って検討してもらう、という体制ができています。

今後は、市民後見人の受け皿を増やしていくつもりだ。今も市民後見人養成講座は行っているが、家庭裁判所の書記官による講義も検討している。また、養成講座を受講しても、「受任しても、自分の身に万一のことがあったら」と二の足を踏む修了生も少なくない。そういう方に対しては、センターの職員をはじめとする関係者全員でサポートしたいと考えている。家庭裁判所にも、市民後見人に万一のことがあったときには迅速に後任の選任をお願いするなど、協力を仰ぐつもりだ。

担当者
より

ここが私たちの頑張ったポイント！

伊賀地域福祉後見サポートセンターは、中核機関の立ち上げ前の平成18(2006)年からあります。当時、伊賀市社協の職員が「将来は間違いなく高齢社会に突入するので、そのときには権利擁護支援のしくみが必要になるはず」と行政機関や家庭裁判所に説いてまわったそうです。その熱意がセンターの設立に結びつきました。今でも、行政機関や家庭裁判所を訪ねた際には「昔、こんなことがあったんやで」と当時のエピソードが話に出るほど語り草になっています。中核機関の設立当初から家庭裁判所との関係構築に力を入れていたため、幸いにも現在はコミュニケーションでの苦労はほぼありません。

家庭裁判所とセンターの両者が歩み寄って良好な関係を築けば、相談業務がスムーズに進むので、その恩恵を市民の方々も受けられます。日頃の業務でもそのありがたみを実感していますが、それはやはり定期的に家庭裁判所と直接対話をする場を設けているからこそ。家庭裁判所との関係づくりに悩んでいる自治体の方々は、一度家庭裁判所の裁判官や書記官と顔を合わせて話をする機会をつくってみられてはいかがでしょうか。



参考URL 連絡先

伊賀地域福祉後見サポートセンター

TEL 0595-21-9611

URL <https://www.hanzou.or.jp/service/right/kenriyogo02.html>

E-mail kouken@hanzou.or.jp



～権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう～

その手があったか！ 47都道府県 中核機関の取組事例集より